

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：みどり土木部土木管理課用地係）

事業の概要

事業名	区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化
担当課	みどり土木部土木管理課
目的	みどり土木部土木管理課用地係において管理している文書を、スキャナーで電子データ化し、文書保管場所の省スペース化及び文書検索の効率化を行うものである。
対象者	新宿区内全域（18.23km ² ）
事業内容	<p>永久保存である下記文書（各文書の添付文書を含む。）をスキャニングにより電子データ化し、文書保管場所の省スペース化を図る。スキャニングした原本は倉庫に保管する。</p> <p>文書のスキャニングについては、受託業者が管理する場所にて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別区道の認定、廃止、区域決定（変更）、供用開始の文書 2 区有地等確定図面及び文書 3 寄附関係文書（特別区道を構成する敷地の寄附を受ける際に作成する文書） 4 用途廃止関係文書（みどり土木部所管の行政財産を用途廃止する際に作成する文書） 5 国有地及び都有地譲与関係文書（特別区道を構成する敷地の譲与を受ける際に作成する文書） 6 都有地境界確定通知書 <p>※数量</p> <p>文書関係 約18,500枚</p> <p>図面関係 約135枚</p>

件名 区道の認定等に係る文書・図面の電子データ化の委託について

保有課(担当課)	土木管理課
登録業務の名称	①区道認定、区域決定(変更)等 ②区有地(道路区域)境界確定図面等保管 ③区道敷地の寄附 ④用途廃止 ⑤国・都有地譲与 ⑥都有地境界確定
委託先	見積競争により決定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	別紙のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	紙、電子媒体
委託理由	永久保存の文書であるため、事務室の近くに全ての文書を保管することが困難になっている。そのため、文書の保存場所を離れた倉庫に保管せざるを得ないため、スキャニング委託を行う。また、文書検索の効率化にも繋がる。
委託の内容	下記文書(添付書類を含む。)のスキャニングによる電子データ化及び当該電子データの納品 1 特別区道の認定、廃止、区域決定(変更)、供用開始の文書 2 区有地等確定図面及び文書 3 寄附関係文書 4 用途廃止関係文書 5 国有地及び都有地譲与関係文書 6 都有地境界確定通知書
委託の開始時期及び期限	平成23年2月 から 平成23年3月まで 以降継続して実施
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者を指定する 2 「特記事項」を遵守させるとともに、知り得た一切の事項を漏らさぬよう指導を徹底する。

別紙

- 1 特別区道の認定、廃止、区域決定（変更）、供用開始の文書
 - ・住所、氏名、地番、面積、地目等
 - ・上記のほか、添付文書（告示、案内図、公図写、登記事項証明書、印鑑証明書、他部署からの区域変更及び供用開始依頼文、無償使用承諾書、寄附申出書、所有権移転承諾書、地積測量図、登記嘱託書、その他の関係文書）に記載された事項
- 2 区有地等確定図面及び文書
 - ・申請者等の住所、氏名、所有地番及び作成者（法人）の住所、氏名、職印（代表者印）の印影等
 - ・上記のほか、添付文書（境界明示申請書、印鑑証明書、資格証明書、土地登記事項証明書、土地所有者調査書、立会同意確認書、現地案内図、現況実測平面図、公図写、土地所有権境界確認書、境界図、その他の関係文書）に記載された事項
- 3 寄附関係文書
 - ・住所、氏名、地番、面積、地目等
 - ・上記のほか、添付文書（案内図、公図写、登記事項証明書、印鑑証明書、寄附申出書、所有権移転承諾書、地積測量図、登記嘱託書、その他の関係文書）に記載された事項
- 4 用途廃止関係文書
 - ・住所、氏名、地番、面積、地目等
 - ・上記のほか、添付文書（案内図、公図写、登記事項証明書、印鑑証明書、承諾書、用途廃止申請書、下水道局への照会文書、その他の関係文書）に記載された事項
- 5 国有地及び都有地譲与関係文書
 - ・所有者、地番、面積、地目等
 - ・上記のほか、添付文書（案内図、公図写、登記事項証明書、譲与契約書、地積測量図、登記嘱託書、その他の関係文書）に記載された事項
- 6 都有地境界確定通知書
 - ・確定場所
 - ・上記のほか、添付文書（案内図、境界確定図面）に記載された事項。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。